

○総務委員会

令和元年8月20日（火曜日）

午後1時0分 開会

午後5時3分 散会

午後1時14分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより質疑に入りますが、委員より指名のありました理事者の方は、答弁台の横に席を設けておりますので、速やかにお移りください。

これより質疑を行います。質疑等はございませんか。

○三橋和史委員 三橋でございます。

ただいま議題になっております請願は、要するに本件計画に関する説明会における申し入れに対する書面による回答、右京小学校区の防災計画及び跡地利用計画について、行政側の十分な説明を求める内容であるものと解されます。

1つ目の、説明会を契機とした申し入れに対する回答については、説明会を行政が実施した以上、その際に新たな疑義等が発生することは当然でありますし、これに回答しなければ、行政として説明責任を果たしたことはないものと考えます。

このようなことは至極当然のことと考えますけれども、奈良市担当部局からはいまだに書面による回答がないというのは本当なんでしょうか。紹介議員の御認識を伺います。

○北村拓哉議員 ただいまの三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘の右京小学校地区の避難計画や右京小学校の跡地計画につきましては、いまだに市側からは示されていないと、このように認識をしております。

この点に関しては、保護者の皆さんの思いということもございまして少し触れますと、そもそもこのたびの統合再編の計画については、右京小保護者の意見を聞いたり反映させたものではないということは、これまでの保護者とのやりとりの中でも教育委員会が認めておられます。当事者の意見を聞かずに進めるやり方のもとで、先ほど意見陳述でも触れられておりましたが、右京と神功の保護者や地域住民の間に不幸な分断や対立感情が引き起こされてしまった。そのことで精神的なダメージを受けて、まいってしまっている保護者の方もおられます。

右京地区は、さきにも触れましたとおり幼稚園も失い、保育園も公立から民間のこども園ということで失い、小学校も失うという、失ってばかりの地域になってしまうと、市や教育委員会に憤りや不信感を抱く保護者は少なくありません。

小学校の統廃合が行われますと、閉校となる学校の跡地活用や地区の避難所の担保などの課題や問題が同時に出てきます。それらが関連して一体のものとしてあるからであります。にもかかわらず、教育委員会主催の説明会で多くの保護者から出された疑問点や不安点について説明が不十分なことに加え、右京小学校の統廃合に伴う跡地活用や新たな避難所の担保など、保護者のみならず地域住民にとっても重要な課題について、市からの説明が全く不十分であり、これでは計画の全体を判断しようがないと言われているのは当然のことではないかと思えます。

これまでの経緯に照らしても、行政への根本的な不信感が強いもとで、またもや当事者の声が

置き去りにされるのではないかと、そうしたことが決してないようにと、いわばやむにやまれぬ思いから今回保護者の方々が請願書提出に踏み切られたと、このように認識しております。こうした点も含めて、お知りおきいただきたいと思えます。

以上でございます。

○三橋和史委員 ありがとうございます。

説明会を開いておきながら、そこで出た疑義等についていまだ回答をしないというのは、これは説明責任を果たしていないという以外に考えられませんから、この場に教育委員会はいませんよね——いないので、質問を、この点はおいておきますけれども、これは請願者にとっては当然求められるべきものだというふうに私も思いますし、2つ目、3つ目の点ですよね。

防災計画、とりわけ避難計画については、災害時には地域住民の生命にかかわることでありまして、本件計画によって影響を受けることは必然であります。早期に避難計画を初めとした当該地域の防災計画について十分な説明を行うべきことは、法律上もその責任を行政が負っているわけでありまして。

跡地利用について。現在の奈良市長は、同様の事案におきまして教育文化施設を整備する公約を掲げておきながら、その公約を一方向的に破棄して、あやめ池地内における奈良市有の土地を無計画に漫然と売却した結果、住宅地のそこに葬儀場が建設されるという事例もあり、地域住民の皆さんが奈良市に対して抗議を続けておられる事例もあります。

こういった前歴もありますから、右京小学校跡地利用は果たして問題がないのかという疑問は当然生じるわけであって、市として真摯に、当然ながら十分に説明を尽くす必要があるものと考えます。

この請願の内容に反対される議員なんていらっしゃるのかどうかわかりませんが、この説明をいまだに尽くさない理由を関係理事者に伺いたいんですけれども、どなたですかね。

○内藤智司委員長 三橋委員、三橋委員。

○三橋和史委員 いや、関係だと思える人が手を挙げて。誰なんですか。

○内藤智司委員長 何についての……。

○三橋和史委員 いや、防災計画と跡地利用でしょう。

○内藤智司委員長 防災計画ですか。

○三橋和史委員 防災計画と跡地利用の説明をしない理由ですよ。質問を聞いておられたんですよ。

○西谷忠雄副市長 防災計画と跡地計画ですね。これにつきましては、市の案を先に示すというよりも、まずは地域の方々と意見を交換する中で、地域の意向も酌み取りながら、市の案も一緒に決めていきたいという意向でございますので、現時点では跡地計画と避難計画についてはお示しをしていないということでございます。

○三橋和史委員 いや、だからそれを、この右京小学校を廃校にするということが決まっているわけでしょう。それによって当然影響を受けるわけですよね、防災計画についても跡地利用についても。それがいまだに行われていないということ自体がおかしいのであって、これからやりますと言ってやられていないというのが現状じゃないんですか。だから請願も出てきているんじゃないんですか。そういった認識がないから、行政に対する不信感があらわれているというふうには思いますよ。

学校というのは地域の財産であります。この地域については、地域住民の同意が得られていな

い中で、いわば地域の財産を一方的に取り上げられたと言ってもおかしくはない経緯をたどってしまったわけでありますけれども、その上、今回請願に上げられている、当然説明責任を果たすべきだということについても、種々の言いわけを弄していまだに説明を行っていないということ自体がおかしいのであって、これは市長の能力の問題ですから、補助職員の皆さん、しっかりと補佐して、可及的速やかな説明をするように求めておきます。

時間が限られておりますので以上にいたしますけれども、もう一度副市長、その点答弁いただけますか。どういうスケジュール感を持って説明を——この3つの内容は当然説明しないといけないわけじゃないですか。その点は誰もがわかっているわけであって、そのスケジュール感が不明だからこういう請願を、一般市民の皆さんが請願権を行使して、議会の場まで来てするというのは非常にハードルが高いものだと私は思いますけれども、そういったことまでさせてしまっているのが今の行政なのであって、それをこれからやりますじゃなくて、いつまでにやっていただくのか、そういった答弁を私はいただきたい。もう一度お願いします。

○西谷忠雄副市長 繰り返しにもなるんですけども、奈良市計画、小・中学校の一貫校についての計画につきましては、それと防災・避難計画、それから跡地計画につきましては、7月13日に市長、教育長と地域の方々とも話をさせていただきまして、その中でも答えさせてはいただいております。

その中で申し上げますと、跡地計画等につきましては、先ほども申し上げましたように、地域の方と意見を交換しながら、地域の活性化にもつなげていくというふうなことを目標に、年度内にはそういうことを決めてまいりたいというふうに考えております。この考え方で、他の計画についても臨んでいきたいというふうに考えております。

○内藤智司委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○内藤智司委員長 お諮りいたします。

なお慎重に審査するため、請願第11号の1 平城西中学校区における施設一体型小中一貫校計画に伴う、右京小学校PTA保護者説明会回答の提出及び、跡地利用計画及び一次避難所計画の提出に関する請願書につきましては、継続審査といたしたいと思いますが、そのようにいたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内藤智司委員長 それでは、請願第11号の1は継続審査と決定いたします。

なお、請願第11号の1の質疑を行われた委員は、本日の質疑内容の要旨を各委員1人2件以内で副委員長まで御提出願います。

紹介議員の北村議員、ありがとうございました。

引き続き、所管事務の調査を行います。

本日、三橋委員から、説明員として所管外の理事者であります子ども未来部長及び保育所・幼稚園課長の出席を要求する申し入れがありましたので、そのようにいたしまして御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○内藤智司委員長 異議なしと認めます。

それでは、そのように決定いたします。

それでは、要求のありました三橋委員の質疑の際に出席していただきたいと思います。
次に、理事者より報告の申し出がありますので、順次報告願います。

午後3時10分 再開

○内藤智司委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

なお、先ほど決定いただきましたとおり、子ども未来部長及び保育所・幼稚園課長に入室して
いただいております。

(●銅正宣子ども未来部長、米田由喜保育所・幼稚園課長入室)

○内藤智司委員長 質疑を続行いたします。

○三橋和史委員 三橋でございます。よろしくお願いたします。

まず、行政の保有する情報のオープンデータ化について、情報政策課長に質問いたします。

オープンデータとは、機械判読に適した形式で、二次利用が可能なデータのことと定義されて
おりまして、基本的に編集ができないPDFなどではなく、CSVファイルやシェープファイル
などによるものが例として挙げられます。

これに関連しまして、約1年前の平成30年8月17日及び9月14日の総務委員会や総務分科会
でも取り上げました際に、行政の効率化、適正化を図るためにこれらのデータを地理情報システム
——GISにおいて活用していくべきであり、このシステムの職員の技能習得にも取り組むべき
であるということも重ねて指摘してまいりました。

昨年の段階で、私からその前提として、庁内におけるこれらの情報の共有を速やかに行って、
いずれの部署にどのような情報がどのような形式で存在するのかということについて、まず情報
政策課において把握した上で市役所内での有効活用を図るということは、オープンデータの取り
組みを進める過程として必要であり、また、行政事務の効率化の観点からしても最重要課題であ
ると指摘いたしました。これまでの審議を踏まえて、市の取り組み状況について伺います。

現時点で情報政策課において存在を把握している情報の種類の数、そのうち庁内共有を図るこ
とのできたものの数、オープンデータ化を図ることのできたものの数をお答えください。

○大西 登情報政策課長 三橋委員の質問にお答えします。

統合型GISの庁内データの共有につきましては、これまで20データセットレイヤーは共有済
みとなっておりますが、平成30年9月13日付で再度各課に対し、統合型GISのデータ共有に
ついて依頼をしました。その結果、2レイヤーの庁内共有化を行いました。その後、3レイヤー
の庁内共有化と、1レイヤーを新規で追加すると同時に庁内の共有化を行いました。これにより、
現在は26レイヤーの庁内共有化を実現しております。母数としましては、41データセットレイ
ヤーをカウントしております。

以上です。

○三橋和史委員 それでは、私が指摘した時点以降に新たに庁内共有を図ることのできた情報の数
としては、3つか4つですかね。(大西 登情報政策課長「6つです」と呼ぶ) 6つですか。6
つしていただいているということですね。母数としては41あるうちであります。

そうしましたら、現在26の種類の情報を共有することができているというわけで、残りの情報
の共有をいまだ図ることができていないということでもあります。1年前の時点で、副市長の答弁
は次のようなものでございました。「市の庁内での全体的な共有、そして外部への公開というこ

とで前向きに取り組んでまいりたいと思っております。」との内容でありました。

それから正確には1年以上もの期間が経過しておりますが、数字だけ見ますと進捗状況は芳しくないように見えます。これは最善の努力を傾注した結果であると言えるのかどうかですね。まだ共有することができるにもかかわらずできていないものがあるのではないかと思いますけれども、その点の認識はいかがですか。

○大西 登情報政策課長 お答えいたします。

共有できていない分につきまして、平成31年1月30日付で統合型GISにデータを掲載している課に対しまして公開状況についての照会を行い、公開としていない理由等についてヒアリングを実施いたしました。その理由を把握した上で、今後とも所管する課に直接働きかけてまいりたいと考えております。

以上です。

○三橋和史委員 今後も働きかけを続けるということでございますけれども、私としては、これは最終的にはオープンデータ化を図っていかなければいけないという問題提起をさせていただいて、その点の認識は共有できているものというふうに思っておりますけれども、オープンデータ化することができた情報の種類は幾つあるのでしょうか。

○大西 登情報政策課長 お答えいたします。

現時点では、シェープファイル形式でオープンデータ化したデータはありません。

○三橋和史委員 その庁内共有というのは、オープンデータ化をするに当たっての前提だということをおし申し上げてまいりました。それで、庁内共有をすることのメリットの一つとして、行政の効率化、適正化を図ることができるんだということをおし上げてきたつもりであります。

私が指摘してから1年ほど経過しておりますけれども、オープンデータ化することができた情報の種類がゼロだということは、やはり進捗状況は芳しくないというふうに思います。前向きに検討する、前向きに取り組むという役所の答弁でありますけれども、これは果たして最善の努力をもってした結果だというふうに見えるかという、私はそうではないというふうに思います。

情報政策課長を追及しているわけではありません。通知を各課に送られて、その原課が持っている情報を出すか出さないかというのは、各原課の判断だというふうに思います。その協力がなければできないと思いますし、事務的な観点から言えば、これに協力しない各部署の課長の姿勢が問題ではないのかというふうに思います。

これ、情報の共有ですからね。私に言わせていただければ、はっきり言って1日で済む仕事だと思うんですよ。1日で済む仕事を1年かけてやっているというような役所では、やはり市民の皆さんはお怒りになると思いますし、改善をしていただきたいというふうに思います。

もちろん、情報の種類によっては共有することが困難である、あるいはオープンデータ化することが困難である性質のあるものもあるかとは思いますが、そうでないものがあるように私は調査でわかっております。

いろんな情報の種類がございますけれども、防災情報などは共有していただいたということで、その点は高く評価したいと思いますけれども、一方で、公有財産の位置とか情報とか、それを隠す意味がわからないですし、小学校区域の位置情報とかもそうですよね。これの情報共有を図っていないということがよくわからないんですね。小学校区域というのはそもそも私は持っていますから、それをなぜ市役所が共有できていないんだと、ちょっと理解できませんよね。

ほかにもいろんな情報があるんですよ。把握されている情報が41あって、そのうち共有するこ

とができていないものも多数あると。中には、データの精査ができていないから共有していないんだということを共有しない理由として挙げているんですけども、それじゃ原課において不正確な情報で行政事務をやっているのかという話になりますよね。それはおかしい話であって、そもそもオープンデータ化を進めていこうという一つの目的として、市民の皆さんのチェックを入れて、より精度の高いデータ化を目指してデータを整理していく、こういった側面もありますから、オープンデータ化の目的、趣旨をよく理解されますと、やはりこういう、私が指摘して副市長が前向きに取り組むという答弁があってから1年近くあって、やはり芳しくない成果しか出ていないという現状でありますので、その点、改めまして副市長、取り組みに対する方針、考え方をもう一度お聞かせいただきたいと思います。

○向井政彦副市長 オープンデータ化につきましては、市を挙げて取り組んでいくべきものということはこの前も申し上げたとおりでございます。

今御指摘のこの統合型GISの部分につきましては、41のうちまだ26、これも庁内共有だけということでございますので、庁内共有のできていない部分、これは今委員がおっしゃいましたが作成中の部分もございますし、個人情報に当たるという判断をしている部分もあるようでございますが、少なくとも庁内共有化できている部分については、シェープファイル形式でのオープンデータ化に向けて進めていくというふうにやっていきたいと思っております。

○三橋和史委員 確かに個人情報などが含まれるデータの種類もあるかとは思いますが、こういった位置情報のファイルというのは複合的な情報から構成されるものでありますので、例えば個人情報をそこから抜いて、位置情報だけをオープンデータ化するというのも可能でありますから、そういった検討の加え方も必要であるというふうに思います。

重ねて申し上げますけれども、特に土砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険区域、そして避難場所の位置や避難所の位置等については、二次利用可能な電子データとして公開していくということは、これは官民連携によって災害に強いまちづくりを推進していく上で非常に重要であって、基礎的な施策であるというふうに思います。

それ以外の情報についても、行政事務の効率化及び適正化の観点から極めて重要な取り組みでありますから、ぜひ次回の総務委員会までに可能な限りこの取り組みを進め、オープンデータ化することができていない情報について、なぜ共有することさえできないのかということ、ないしオープンデータ化を図ることができていないのかということの報告を求めたいと思っておりますけれども、課長、いかがでしょうか。

○大西 登情報政策課長 お答えいたします。

できる限り積極的に推進してまいりたいと思っておりますので、今、数が幾つというのはちょっとお答えはしかねるところではありますが、シェープファイルでオープンデータとして提供できるように積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○三橋和史委員 そのオープンデータ化することができていない情報、あるいは庁内共有できない情報については、各情報についてその理由の報告を改めて求めたいと思っておりますけれども、副市長、いかがでしょうか。

○向井政彦副市長 そうですね。私もその詳細なことはちょっと知りたいと思っておりますので、情報共有したいと思います。

○三橋和史委員 情報を共有していただけるということで、お願いをしておきます。課長、以上で

あります。ありがとうございました。

防災対策について、危機管理課長にお尋ねをいたします。

昨年、平成30年9月14日の総務分科会で指摘しました事項であります。奈良市におきましては、避難勧告や避難指示などの避難情報を小学校区単位で発令するという運用が行われておりました。そうしますと、本来は地形などの地理的な条件などから避難が全く不要な世帯にまで避難を勧告している、あるいは指示してしまっているという状況が作出されるわけでありまして、場合によっては、それはかえって避難行動による危険を招来したり、避難者の集中により避難所の運営に支障を来したりするおそれがあるものと考えているということをおし述べてまいりました。

当然のことながら、よりの確に避難行動が必要な範囲を特定して発令しようとするならば、GISの活用なども必要であると考えます。

私のその意見に対して、前任の危機管理課長からは、全く不必要な地域に避難情報等を発令して無用な混乱を招かないようにすることも必要である、GIS等をどの程度活用することができるのか、避難情報の発令要領について調査、検討をしていきたいという答弁がございました。

そこでお尋ねしますが、避難勧告や避難指示などの避難情報を一律に小学校区単位で発令するという運用を改めるべきかどうかという点について、危機管理部局における対応状況に関しまして御説明をいただきたい。

○小橋 勇危機管理課長 三橋委員の御質問にお答えをいたします。

御質問いただいていたとおり、昨年度までは災害発生地域を明確に予測することが一つ困難であったりということもありまして、また、市民の安全を考慮するというふうな面から、小学校区を単位として避難勧告、避難指示による避難情報を発令してきたところでございます。

しかし一方で、委員御指摘のように、逆に、安全とは言いませんが、避難が必ずしも必要かと言われるとそうではないところまで含めて避難勧告・指示を出すことによって、危機とかを招かないようにというふうな観点もございまして、今年度からは、避難勧告・指示の対象区域を実質的な危険区域と想定されます土砂災害警戒区域と、それから浸水想定区域に絞ってまいっております。

小学校区のほぼ全域にわたる区域につきましては、これまでどおり小学校区を単位としておるところですが、その他の区域につきましては、基本的にその町単位での発令とするように改めているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 行政は、土砂災害警戒区域や浸水想定区域などについては事前に把握しているはずでありますから、その他の危険箇所についても可及的に確認を進めているわけでありまして。不必要な避難行動による新たな危険を回避し、収容人数に限界がある避難所の適正な運営を確保するためにも、よりの確な範囲に避難情報を発令ということが求められるという私の意見を酌んでいただいて、既に対応を改善していただいているということについては、高く評価することができるものであるというふうに思います。

そして、次の段階としては、その運用の変更点を市民の皆さんや、情報伝達に御協力いただいている報道機関の関係者に周知するということが必要であると考えます。その取り組みについてはどのような状況でしょうか。

○小橋 勇危機管理課長 お答えをいたします。

奈良市の広報紙であります市民だよりのほうで、今のところ10月に防災につきましての特集を

進めているところでございます。その中でこういった避難勧告でありますとか、今年度から導入されました警戒レベルのところら辺であるとか、そういったところの周知というものにも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 周知を図っていただくということをお願いしておきます。

ただ、通常、周知を図るという時期については、出水期前に行うというのが適当かというふうに思います。台風のシーズンが過ぎたころに周知を図っても意味がないわけでありますから、なるべく早期にこういった今までの変更点、特に住民の避難行動について直接関係のあることでもありますから、それに関連する情報提供、周知を可及的速やかに図っていただきたいというふうに思います。

簡単にお示ししますと、（三橋和史委員資料を示す）従来はこの小学校区——何個か分けておりますけれども——これ、浸水想定区域が水色ですね。水色の部分について危険だと、危険というか避難行動が必要だということでもあります。これ、改善後の発令方法でありますけれども、各小学校区域にかかわらず、あるいは小学校区域がほとんどかぶっているような地域は小学校区単位で発令をするという御説明がただいまありましたけれども、そのようになって、基本的には避難行動が必要な範囲を的確に捕捉して避難情報を発令するというようなことができるということになったわけであります。

従前の運用としては、先ほどと同じですけれども、浸水想定区域、水色の部分でありますけれども、この点を避難勧告、避難情報を発令したいというふうに思っておりますも小学校区単位で出しておりましたものですから、小学校区単位に少しでもかぶったら、例えばこの地域の小学校区単位でしたらこの部分がかぶることによって、この部分にまで避難情報を出していたというようなものであります。

よくニュースでありますけれども、何万人に対して避難指示、避難勧告が出ているということでもありますけれども、それは本来必要でない世帯にまで避難情報を出しているのではないかと。そういった自治体がいまだに多いかと思っておりますけれども、今回、奈良市はこのように的確な避難情報の発令方法に改められたということでもあります。

周知がおくれているようですので、私がかわりに今やっておきましたんで、また行政のほうからもお願いしておきます。課長は以上であります。ありがとうございました。

私も県庁にありまして、出水期になりますと県内の市町村の危機管理の担当の部長からよく相談を受けておったんですけれども、私自身も当時猛勉強いたしましたけれども、避難情報の発令基準あるいは方針というのは国の定めるガイドラインや指針にほとんど明記されておりまして、事前に各地域で定めた基準などもあるはずでありますから、とにかくそれを頭にたたき込んでおくことが必要だということでもあります。

そうは言いましても、大雨や長雨による被害が多いわけでありまして、そういった気象を読むというのはやはり難しい面があります。そして、地方气象台ともその都度連携されているという建前を申しまして、実際にはそれにも限界があるわけであります。

そこで、提案も含めて危機管理監に質問いたしますけれども、防災施策の知識や意欲のある職員の方に気象予報士の資格でも取得していただいて、資格に裏打ちされた能力を防災行政に生かすことができないかと考える次第でありますけれども、この点につきまして、まず危機管理監の御所見を伺います。

○**國友 昭危機管理監** 委員の御質問にお答えいたします。

今、危機管理に従事をする職員が気象予報士等の資格を取れば、これは非常にいいなという認識を持っているところがございます。実は私も一時勉強をしようとしたんですけども、合格率が約5%というところで、ちょっと今は休憩をしている状況でございますが、そういった意味では、危機管理に従事する者が気象の勉強をする、資格を取れなくても勉強するということは大変重要であるという認識を持っているところがございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** ありがとうございます。

合格率5%と非常に難しい試験だということでもあります。ただ、奈良市の職員の採用試験は合格率がもっと低いですよ、先ほど御案内がありましたけれども。職員だったらいけるんじゃないかと思えますけれども。

これ、人事施策にも関係するところでもありますので、人事課を所管する総合政策部長の御所見も伺います。

○**染谷禎章総合政策部長** 委員の御質問にお答えをいたします。

職員が業務に必要な資格であるとか、もしくは免許であるとかというのは、職員が仕事をやっていく上では非常に重要なことでもありますので、そういう知識の勉強を進めていくことは職員の能力開発にとっては非常に重要なことだと思います。

以上でございます。

○**三橋和史委員** ありがとうございます。

次に、資産経営についてお尋ねします。

奈良市規則に基づいて設置されている資産経営推進会議が形骸化して、あやめ池地内の奈良市有地が漫然と公売にかけられて、住宅地で、かつ小学校の隣接地である土地に葬儀場が建設される予定があります。

これに対して、多くの地域住民の皆さんや公共施設の建設を条件に奈良市へ売却した前所有者である企業からも厳しく抗議されている現状については、奈良市のずさんな資産経営事務が招いたものであり、市長からいまだ関係住民や関係者に一言の謝罪もないことについてはもはやあきれるばかりであります。政治家としての道義的非難については、審議の時間も限られておりますし、私がそこまで意見するものれんに腕押しのような、無意味であるような気がしてきましたので割愛をいたしますが、法的な指摘事項としまして、資産経営推進会議が全く機能していないということは繰り返し申し上げております。

改めて、これまでに行われた資産経営推進会議の開催日をお答えください。

○**藤原健嗣資産経営課長** 三橋委員の御質問にお答えいたします。

済みません。私、把握しておりませんので、お答えすることはできません。申しわけございません。

○**三橋和史委員** この点は、再三にわたって総務委員会などにおいて指摘をしております。まさにあやめ池のこの土地を売却する際にも、奈良市資産経営推進会議の議決を経ていなかったという違法があったんですね。規則には、議決に基づいて重要な処分を行うというふうに明記されております。これに反するんですよ。

そもそも奈良市資産経営推進会議が開催をされていないということは、もう大分前に申し上げましたけれども、私が指摘してもいまだにこれを改善しようとしていないということは、もう法

務がバナンス上の問題でもあると思いますから、この点は法令遵守の意識を持って改善を図っていただきたいというふうに思います。課長、済みません、突然。いや、もう結構ですんで。突然、もう何か気の毒ですけども。

これに関連して申し上げますけれども、この資産経営の部局横断的な事務がおろそかになってしまっている。その結果、漫然と普通財産を売却して、地域住民に事実上迷惑をかけているという現実には実際にあるわけでありますから、その点はしっかり反省して、改善を図っていただきたいんです。

この資産経営に関連してでありますけれども、奈良市の人口というのはわずか36万人にも満たないわけでありますけれども、子供の人口比も特に高い地域ということではありません。

しかしながら、奈良市では待機児童問題はいまだ解決されず、保育の責任は市町村が負うとする法的義務について、奈良市の担当課は全く自覚を持たないばかりか、市長と担当課は奈良市の子育て施策の問題点を指摘した報道機関に抗議文書を送りつけるという理解しがたいことばかりをしております。奈良市の行政レベルの低さに、議員として情けない気持ちを持っているところ です。

繰り返しますけれども、奈良市の子育て施策は異常なほどにレベルが低い。その上に、担当部署の職員にその自覚が全くないというのがさらに問題を深刻化させているわけであります。

私が議員に当選して間もなく指摘したように、奈良市における待機児童問題は保育士不足に起因するなどと言いながら、実際には100名近くの保育士の応募をわけもわからず不採用にするとすることを繰り返していたという異常な事態も発覚いたしましたし、条例に規定する市立保育所等の定員を違法に下回って、児童の保育所への入所拒否を繰り返していたという事項も指摘いたしました。

私から言わせると、法律や条例も読まずに、まして課題を認識することなく、職員自身が担当する施策について勉強することもなく、単なる感覚とか思いつきで毎年、前年と同じ行政事務を流しているようなものだと思います。

この子育て施策について、異常とも言うべき問題点が枚挙にいとまがない中で、先ほども申し上げましたように、今回、資産経営の観点から保育所・幼稚園課長に伺います。

待機児童問題が絶えない地域の一つに西大寺地区が挙げられますが、この地域の向こう10年間の保育児童数の推移の予測をお答えください。

○**米田由喜保育所・幼稚園課長** 西大寺地区におきます今後10年間の児童の予測でございますが、10年間の予測は大変難しいものであり、子ども・子育て支援事業計画におきましても今年度作成し、来年から5年間の計画を立てる予定を子ども未来部のほうではしております。

その計画を策定するに当たりまして、今後関係部署からの情報も集めまして検討いたしますけれども、今時点では10年間の予測は立っておりません。

○**三橋和史委員** 10年でも何年でも結構なんですけれども、5年の推移の予測は持たれているんですか、今現在において。

○**米田由喜保育所・幼稚園課長** 今申し上げましたように、5年間の計画を本年度立てる、そういう計画をしておりますので、5年間の計画はいまだ立っておりません。

○**三橋和史委員** 今年度立てます、今からやりますというのは誰でも言えるんですよ。今、現時点でやっていないということ自体が問題ですし、待機児童問題を解決する気概があるのかどうか、不信感しかないわけでありますけれども、この地域はマンションの建設あるいは住宅の新規分譲

も進められておりました、子育て世代の流入も予測されている地域であります。

私のもとに届く陳情には、子育てするためにこの奈良市を選び、一生に一度の買い物として住宅も購入したけれども、実際には待機児童も多く、ほかの自治体では認められている育児短時間勤務制度も事実上利用することができないという、極めて子育てがしにくいというのが実態であった、市の掲げる子育てのしやすいまちづくりとは、まるで看板だけであったという趣旨のものであります。

こういった問題を取り上げた報道機関に対して、報道への圧力ともとれる意味不明な文書を作成して税金を使って送っている暇があるのなら、もう少し迅速、適正に待機児童問題の解決に取り組んでいただきたいんです。職務に当たっていただきたいというのが、市民36万人の皆さんの怒りのこもった要求であります。

理解できない水準の保育所・幼稚園課の行政事務でありますけれども、待機児童の絶えないこの西大寺地域でありますけれども、ここには保育所・幼稚園用地として市が所有する土地が存在しておりました。しかしながら、先日ですかね、奈良市はこの土地の保育所・幼稚園用地としての用途を廃止して、普通財産に移管しております。保育所が足りないという地域でありながら、保育所としての用途廃止をして、これを普通財産、未利用財産に入れているわけですが、一般に売却する過程に乗ってしまっている、これは一体どういうことなんですか。なぜ普通財産に保育所・幼稚園課はこの土地を移管したんですか、答えていただきたい。

○**銅正宣子ども未来部長** 失礼いたします。三橋委員の御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、以前ありましたその土地に関しましては、議員からの御指摘もあったこともありますけれども、保育所用地としてはもう活用しないということで、普通財産ということはそのとおりでございます。

ただ、我々、この待機児童解消ということに関しましては、非常に重要事項であるというふうにと捉えております。西大寺近辺の区域の5年後、10年後ということは、先ほど課長が言ったとおり、そこまでは計画というか、そういうスケジュールは立てておりませんが、西部の南区域というふうな形で、昨年よりこの今後の動向というふうなことも踏まえて、そのあたりの待機児童解消プランということに関しましては作成をしながら進めているところでございます。

その中で、今回もこの11月には、11月、12月と2園の新しい保育所の新設も今ちょうど会議をやっているところでございまして、さらに委員御指摘のこの西大寺区域というところに関しましては、まさに待機児童も出ているところでございますので、この解消に向けて、一番待機が出ておりますゼロから2歳のこのところに特化した形の小規模的な部分がいいのではないかというふうなことで、そういう小規模保育事業を含めた形で今検討して、早急に手を打とうというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○**三橋和史委員** 早急に手を打っていただきたいんですけれども、保育所・幼稚園課長という要職にありながら、そういうことを理解されていないから部長が答弁されたんですか。

○**内藤智司委員長** 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時49分 休憩

午後3時50分 再開

○**内藤智司委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

○三橋和史委員 なぜこういうことを聞くかという、管理職、特に課長ですね、所属長のレベルが、しっかりと部局横断的に自分の所管する事務の位置づけを理解して職務に当たっているのかどうかということを確認するために質問をしようとしたわけでありますけれども、お答えいただけないのもう結構でありますけれどもね。

こういったことを、普通、待機児童がたくさんいるという地域において、保育園・幼稚園用地を普通財産にこのタイミングで移管しますか。まして、民間の活力を使って民間の保育所を認可していくということなんですけれども、それはもう不十分なわけじゃないですか。そしたら、その土地を保育所・幼稚園用地として用途を定めてから何年間放置していたんだということなんですよ。

そういった問題もありますから、各担当課、また部長もそうですけれども、しっかりと部局横断的な、全体的な視野に立って行政事務に当たっていただけておれば、そもそも待機児童問題なんてもう解消しているんじゃないですか。その点はもう結構でありますけれども。保育所・幼稚園課長も、部長も結構であります。

この土地に関して、資産経営の観点からもう一度お尋ねしたいんで、資産経営課長の答弁を求めたいんですけれども、もちろん目先の財政を黒字に見せかけるということのために、安易に公有財産を売却するというようなことは厳に慎んでもらいたいということは申し上げておきたいんですが、この土地、未利用ですから売却の検討対象にもなるわけであります。

またこれを売却して、葬儀場をお建てになるのかどうかわかりませんが、地域住民、ひいては市民との公約を破るような行政事務は、市民の税金を使って市民を不幸にし、公務員だけが責任をとらずに安穩と暮らしているという、そういった社会は破綻しますから、特別職と一般職を問わず、能力のない公務員にはのいていただくというのが市民のためであると思っておりますけれども、この土地を、例えば今まで奈良市が所有者として持っていたから用途はコントロールできた。けれども、一般に売却するとすると、所有者的な地位というのはもう失われますから、奈良市としてはコントロールできない。

できるとすれば、行政権の主体として都市計画上の用途制限を適用するかどうかという観点になるわけでありますけれども、この奈良市の土地を一般に売却する場合に、都市計画上の規制というのが現状のままでよいのかどうかという検討を加える過程を今までやっていなかったと思うんですけれども、そういった過程、検討を加えるという過程を含めるべきだというふうに前から重ねて課長に指摘しておりましたけれども、その検討状況をお答えいただけますか。

○藤原健嗣資産経営課長 三橋委員の御質問にお答えいたします。

検討状況でございます。土地としては、まだ制度として一義的なものというのは、考えて、今のところ着手している段階ではございません。

ただ、土地を売却する場合に、周辺の皆様、地元の皆様への御理解を得るための事前の説明が必要であるとは考えておるところでございます。その中で、周辺の皆様などから御要望がございましたら、都市計画や建築基準法に基づきます規制、誘導の制度や手続についての周知には努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 こういった観点が今まで抜け落ちておったと思いますので、ぜひ検討を加えていただきたいというふうに思います。

以上、時間が参りましたので質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○内藤智司委員長 子ども未来部長及び保育所・幼稚園課長には退席していただきます。ありがとうございました。

(● 銅正宣子子ども未来部長、米田由喜保育所・幼稚園課長退室)